

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付
根拠条例・規則等名		宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 (昭和 3 7 年建設省令第 3 号)
条 項		規則第 8 8 条
所 管 部 課		都市局都市計画部都市計画課 (電話 : 0 4 8 - 8 2 9 - 1 4 2 7)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 1 7 条の規定による提出書類をもって確認する。
	設定等年月日	令和 7 年 3 月 2 8 日設定                      年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政庁による審査 1 0 日 ※関係機関との協議に要する期間を除く。
	設定等年月日	令和 7 年 3 月 2 8 日設定                      年 月 日最終改正
備 考		